

**平成 31 年度**

## **週休2日制確保モデル工事の対象について**

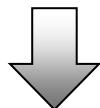
横浜市では、改正品確法の趣旨に基づき、建設業における担い手の育成・確保と労働環境の改善を図る取組みとして、工事現場における休日の取得を促進するための週休2日制確保モデル工事を実施しています。

下記5つの条件を全て満たす工事を対象としています。

対象工事で週休2日制確保モデル工事の適用を希望する場合、監督員と協議を行ってください。

### **対象となる工事**

- (1) 設計時に4週8休を考慮して工期の設定をしている工事
- (2) 契約工期が3か月以上の工事
- (3) 緊急・小規模工事及び管内一円工事以外の工事
- (4) 作業可能期間が限られている等の工期に厳しい制限がない工事。
- (5) プラント工事等で土曜日、日曜日の休工が仕様書等で条件となっていない工事。



**週休2日制確保モデル工事の適用を希望する場合、施行計画書提出時に監督員と協議**

様式 2

施工計画書